

国立大学法人室蘭工業大学学長の解任手続に関する規則

平成 27 年 3 月 20 日

室工大規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学学長選考会議規則（平成 16 年度室工大規則第 5 号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における学長の解任手続に関し必要な事項を定める。

(解任審査機関)

第 2 条 学長の解任（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく解任を除く。）に係る事項は、学長選考会議が行う。

(解任事由)

第 3 条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合、文部科学大臣に学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任審査請求)

第 4 条 学長の解任審査請求は、次の各号の場合に行うことができる。

- (1) 学長選考会議委員の 3 分の 1 以上の署名によるとき。
- (2) 経営協議会委員の 2 分の 1 以上の署名によるとき。
- (3) 教育研究評議会委員の 2 分の 1 以上の署名によるとき。
- (4) 本学職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）の 2 分の 1 以上の署名によるとき。

2 学長の解任審査請求を行う場合、前項各号の代表者は、学長選考会議議長に対し、解任すべき理由を付した書面を提出しなければならない。

(解任審査)

第 5 条 学長選考会議議長は、学長の解任審査請求があったときは、速やかに学長選考会議を招集し、学長解任の審査を行わなければならない。

(意見聴取)

第 6 条 学長選考会議は、前条の審査にあたり、学長に対して意見陳述の機会を与えなければならない。

2 学長選考会議は、前条の審査の参考とするため、経営協議会及び教育研究評議会に意見を求めるものとする。

(解任審査の通知)

第 7 条 学長選考会議は、学長の解任審査を終了したときは、その結果を速やかに学長及

び解任審査請求の代表者に通知し、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第8条 学長選考会議は、学長を解任すべきものと決定したときは、速やかに文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長の解任手続に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。